

顧問アドバイザーサービス 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社アナリティクスデザインラボ（以下「当社」といいます）が提供する「顧問アドバイザーサービス」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。本サービス利用者（以下「利用者」といいます）は、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。なお、本サービスに関して当社と利用者の間で個別契約（業務委託契約や覚書等を含みます）を別途締結している場合には、当該個別契約書の定めが優先されるものとします。

第 1 条(契約の成立)

1. 利用者は、本規約のすべてに同意のうえ、本サービスの申込を行い、当社がこれを確認・承諾した時点で、本サービスの利用契約が成立するものとします。
2. 契約期間は 3 ヶ月単位とし、契約開始日は毎月 1 日または 16 日のいずれかとし、当社と利用者との間で個別に確認・合意された日を契約開始日とします。
3. 契約期間の終了日は、開始日から起算して 3 ヶ月後の同日の前日とします。
4. 契約の成立には、書面、電子メール、申込フォーム、電子契約サービス、その他当社が認める方法による合意をもって代えるものとします。

第 2 条(サービスの内容)

1. 本サービスは、データ分析・活用に関連する利用者の課題に対して、当社が自らの専門的な知識及び経験に基づき必要な助言を提供するサービスです。
2. 助言はメール形式および会議形式で提供します。
3. 本サービスは、AI やデータ分析・活用に関連するニュースの中から、当社が選定した情報をレポートとして提供する「AI & Analytics ニュースレポート配信サービス」（以下「レポート配信サービス」といいます）が含まれます。レポート配信サービスは別途定める利用規約が適用され、利用者が本規約に同意する場合、レポート配信サービスの利用規約にも同意していることとします。
4. 契約期間中の会議の実施回数や時間はプランによって異なります。
5. 会議は原則オンライン形式の会議とし、利用者が対面形式の会議を希望する場合、別途所定の訪問手数料を請求します。
6. 会議で当社が提供するものは口頭での助言に限るものであり、データ分析の実行や資料の作成および提供は原則として含まれないものとします。
7. 会議の実施日程は、利用者と協議の上、少なくとも 1 ヶ月前に設定するものとします。
8. メール形式での助言は、利用者からの質問に対して、当社がメールで回答します。ただし、メールで回答できる程度の質問に限定し、それを超える質問は会議形式で対応します。

9. 本サービスで提供される提出物とは、メールでの回答文およびレポート配信サービスで提供されるレポートで、その他に資料や報告書などの納品成果物は原則ありません。
10. 本サービスは、データ分析・活用に関する助言を目的とするものであり、プログラミングやシステム開発、ツール構築（Python 等を含みます）に関する技術的支援や実装作業は対象外となります。

第 3 条(利用料金および支払い)

1. 利用料金は、当社が別途定める料金表、見積書または申込時に提示するプランに基づきます。
2. 利用料金は月額定額制です。請求書は、契約開始日にかかわらず、初回を契約開始月の月末に発行し、以後、初回を含めて合計 3 回、毎月月末に発行します。
3. 利用者が対面形式の会議を希望する場合、別途訪問手数料を請求します。訪問手数料の金額は、当社が別途定める料金表、見積書または申込時に提示するプランに基づきます。訪問手数料は最後の請求月に合算して請求します。
4. 利用者は、請求書の受領後、翌月末までに当社指定の口座へ当該月分の料金を振り込むものとします。
5. 振込手数料は利用者の負担とします。
6. 当社は、適格請求書発行事業者として、インボイス制度に対応した請求書を発行します。登録番号は T7011201019929 です。
7. 契約期間中に、当社の責めにより予定されたサービスの提供ができなかった場合は、当該分の料金を請求しないか、所定の料金から減額します。

第 4 条(会議の日程変更およびキャンセル)

1. 利用者あるいは当社の都合により会議日程を変更する場合は、原則として実施予定日の 2 営業日前までに通知するものとします。
2. 利用者の都合で規定期日を過ぎた場合の変更およびキャンセルは、会議 1 回分の消化とみなします。
3. 当社の都合で規定期日を過ぎた場合の変更およびキャンセルについては、当該契約プランにおける会議 1 回分の料金相当額を所定の利用料金から減額するか、または改めて利用者と実施日程を調整するものとします。

第 5 条(サービスの追加)

1. 利用者は、契約期間中に追加の会議を希望する場合、当社との協議のうえ、所定の追加料金を支払うことで追加会議を実施することができます。追加料金および日程等は、当社と利用者が個別に合意した内容に従うものとします。

2. 利用者は、本サービスに含まれない追加的な業務（データ分析の実行、資料の作成、講演、社内勉強会の実施等、以下「追加業務」といいます）を希望する場合、当社と利用者は別途協議の上、内容および料金について個別に確認・合意するものとします。
3. 追加業務は、合意内容を書面または電子メールにより確認し、当該合意が成立した時点で提供されます。
4. 追加費用は、契約期間中の最後の請求月に合算して請求します。ただし、当社と利用者との協議により別途定めた場合は、その定めに従うものとします。
5. 追加業務にかかる成果物の納品条件、所有権、知的財産権の帰属等についても、当該合意の内容に従うものとします。

第6条(プランの変更)

1. 利用者は、契約期間中に上位プランへの変更（以下「アップグレード」といいます）を希望する場合、当社との協議により、契約期間全体にさかのぼってアップグレードができます。
2. アップグレードにより、申し出の時期にかかわらず、契約期間中すべての契約月について上位プランの利用料金が適用されます。
3. 契約月とは、契約開始日を起点として1ヶ月ごとに区切られる期間を指します（例：4月1日開始の場合は4月1日～4月30日、4月16日開始の場合は4月16日～5月15日）。
4. アップグレード前に提供済みの契約月にかかる下位プランとの差額料金は、アップグレード申出月以降の請求に合算して請求します。
5. 契約期間中のダウングレード（下位プランへの変更）は、原則としてできないものとします。

第7条(提出物等の利用および著作権)

1. 本サービスの中で当社が提供した回答メール、レポート、資料、その他提出物（以下「提出物等」といいます）は、利用者の所属部門内での利用を前提に提供されるものであって、利用者は事前に当社の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはなりません。
2. 本規約における「所属部門」とは、利用者が属する法人内の組織単位のうち、本サービスを利用する目的で契約当初に特定された部門を指します。関連部門での利用を希望する場合は、あらかじめ当社の承諾を得るものとします。
3. 利用者は、当社から提供された提出物等を自己の判断と責任において利用するものとします。
4. 提出物等の全部または一部を、転載、引用、複製その他の方法により、外部に提供または公表することは、事前に当社の書面による承諾がない限り、してはなりません。
5. 提出物等の著作権は、特段の合意がない限り当社に帰属します。ただし、第三者が従前から保有していた著作権は第三者に留保されます。
6. 利用者は、提出物等を所属部門内で利用するために、必要な範囲で、かつ自己の責任において、複製、翻案等を行うことができるものとし、当社はかかる利用について著作者人格権を行使しないものとします。

第 8 条(特許権等の帰属)

1. 提出物等に関して当社または第三者が従前から保有していた特許権、実用新案権、意匠権、その他の知的財産権（出願中の権利を含みます。ただし、著作権は除きます）、および技術上のノウハウ等（以下、これらを総称して「特許権等」といいます）は、当社または第三者に帰属します。
2. 本サービスの過程で生じた発明および考案（以下あわせて「発明等」といいます）に係る特許権等は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとします。
3. 当社および利用者（以下本条において「両当事者」といいます）が共同で行った発明等から生じた特許権等については、両当事者の共有に帰属するものとし、各当事者の持分は、それぞれの貢献度に応じて協議のうえ定めるものとします。両当事者は、それぞれ単独で当該権利を無償で自由に利用できるものとします。ただし、いずれかの当事者が第三者に対し当該権利の実施権を許諾しようとする場合、事前に相手方にその旨を通知し、両当事者間で協議のうえ合意し、当該許諾の条件を書面によって定めるものとします。
4. 前項に定める権利について、登録申請を行う場合は、事前に相手方の書面による同意を得るものとします。

第 9 条(免責事項)

1. 当社は、本サービスで提供する情報の正確性・完全性・有用性等を保証しません。
2. 利用者が本サービスを利用した結果、第三者に損害を与えた場合や自身が損害を被った場合も、当社は一切の責任を負いません。

第 10 条(秘密保持)

1. 当社および利用者（以下本条において「受領者」といいます）は、本サービスに関連して相手方（以下本条において「開示者」といいます）から受領した情報（以下「秘密情報」といいます）の秘密を保持し、事前の開示者の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはなりません。なお、開示者は、秘密情報を受領者に開示する場合には、開示時点で秘密である旨を受領者に対し表明するものとします。
2. 次の各号に掲げる情報は、秘密情報には含まれません。
 - 受領者が受領した時点で、既に公知であった情報
 - 受領者の責めによらないで公知となった情報
 - 受領者が第三者から適法に入手した情報
 - 本規約に違反することなく、受領者が既に保有していた情報
 - 本規約に違反することなく、または本規約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づいて、受領者が独自に入手または開発した情報

3. 受領者は、秘密情報を、自らが所属する法人の所属部門内の者に限り開示することができるものとし、本規約に基づき受領者が負う秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた者に課すものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、法令等に基づき秘密情報の開示が要請された場合には秘密情報を開示できるものとします。ただし、この場合、受領者は可能な限り開示者に事前の通知を行うものとし、事前の通知が困難な場合には、すみやかに事後通知を行うものとします。
5. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に優先して適用されます。
6. 当社と利用者との間で、本サービスに関連して秘密情報の保持に関する契約書（以下「別途締結契約書」といいます）を締結している場合、秘密保持に関する定めについては、別途締結契約書の内容が本条より優先して適用されます。
7. 本条の規定は、本契約が終了した後も、5年間有効に存続します。

第 11 条(個人情報の取り扱い)

1. 当社は、利用者から取得した氏名、連絡先、所属情報等の個人情報を以下の目的で使用します。
 - サービスの提供および運営
 - 問い合わせの対応
 - 請求・連絡・案内
2. 利用者は、本サービスの提供を受けるにあたって、当社に対して利用者が保有する個人情報（利用者の顧客等に係るものも含みます）を提供する場合、個人情報の保護に関する法律が要求している必要な要件・手続を具備したものであることを表明するものとします。
3. 当社は、法令に基づく場合を除き、利用者の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
4. 当社は、個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、その保護に努めます。
5. 利用者は、提供した個人情報に関し、開示・訂正・削除等を請求することができます。
6. 個人情報に関するお問い合わせは、以下のお問い合わせフォームよりご連絡ください。

<https://www.analyticsdlab.co.jp/contact.html>

第 12 条(サービスの変更・中断・終了)

1. 当社は、以下の場合、本サービスの全部または一部を中断・停止または終了することがあります。
 - 地震、火災、停電、その他天災などの不可抗力により提供が困難となった場合
 - 通信回線やシステムの障害、事故が発生した場合
 - その他、当社が提供継続困難と判断した場合
2. 当社がサービスを変更または終了する場合、原則として事前に利用者へ通知します。
3. 上記によってサービスが提供できなかった場合、未提供分の料金は請求せず、または所定の料金から減額します。

4. 上記による中断・停止・終了により、利用者または第三者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。

第 13 条(契約の終了・継続・解除)

1. 本契約は、契約期間満了をもって終了するものとします。
2. 利用者が契約継続を希望する場合、契約満了日までに当社に申し出、当社の承諾により、本サービスを継続利用できるものとします。その際、必要に応じて契約内容を見直す場合があります。
3. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、事前通知なく契約を解除できるものとします。
 - 本規約に違反した場合
 - 所定の支払期限までに利用料金の支払いがない場合
 - 利用者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力と関係を有することが判明した場合
 - その他、当社が利用の継続を不適当と判断した場合
4. 利用者からの申し出による契約期間途中の解約については、料金の減額及び返還は行いません。ただし、当社が特別に認めた場合を除きます。
5. 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条は契約終了後もなお有効に存続するものとします。

第 14 条(規約の変更)

1. 当社は、必要と判断した場合、本規約を変更することがあります。
2. 規約を変更する場合、当社はその旨を事前に利用者に通知します。
3. 通知後 1 週間以内に利用者から契約解除の申し出があった場合、未提供分の料金は請求されず、変更後の規約も適用されません。
4. 契約解除の申し出がない場合は、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社および利用者は、自己またはその関係者が現在、反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
2. 相手方が前項に違反した場合、通知により直ちに本契約を解除することができるものとし、これにより損害が生じた場合も、解除した当事者はその賠償責任を負わないものとします。

第 16 条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社および利用者は、信義誠実の原則に基づき協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

附則

本規約は 2025 年 4 月 1 日より施行します。